

田辺市修学奨学生（奨学金）追加募集要項（令和7年度）

1. 勉学への意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象に、田辺市修学奨学生（奨学金）を追加募集します。

2. 奨学金の区分

「無利子貸与」（卒業後6か月経過後10年以内に返還）

3. 奨学金の募集条件等

(1) 募集奨学生（奨学金）の種別

○大 学 「4年制以上の大学生」

○短大等 「短大生並びに高等専門学校4・5年生及び専修学校専門課程生」

○高校等 「高校生並びに高等専門学校1～3年生及び専修学校高等課程生」

（上記の学校の種別は学校教育法に定めるものとします。）

- ・令和7年度において、上記の学校に在学する者（進学予定の者を含む。）を対象とします。
- ・通信教育、専攻科、別科、大学院は除きます。
- ・専修学校とは、学校教育法第124条に規定される学校であり、第134条に規定される各種学校は含まれません。
- ・専修学校のうち対象となるのは、高等課程と専門課程とします。

(2) 募集条件

- ①保護者が田辺市に住民登録があること。
- ②世帯所得が、田辺市修学奨学生所得基準の基準額以下であること。
- ③保護者が市税を完納していること。

(3) 奨学金貸与月額及び採用人数

○大 学 貸与月額 3万円（入学準備金併用時：月額 2万円）

採用人数 若干名採用

○短大等 貸与月額 3万円（入学準備金併用時：月額 1万5千円）

採用人数 若干名採用

○高校等 貸与月額 1万円

採用人数 若干名採用

※選考により貸与者を決定しますので、応募者全員に貸与できるとは限りません。

(4) 募集期間等

令和7年1月6日（月）～令和7年1月27日（月）

- ・選考委員会で選考の上、2月下旬に採用者に内定等の通知を行います。
- ・内定者を対象に、3月に面談（生徒と保護者）を行う予定です。
- ・入学後、4月中旬までに「誓約書」、「借用証書」及び「在学証明書」等を提出していただきます。借用証書には連帯保証人2名（奨学生の扶養者（親権者）及び別世帯で独立して生計を営む方とします。）が必要になり、連帯保証人となる本人に自署、押印いただくとともに、印鑑証明書の添付が必要です。

(5) 貸与時期

入学後、奇数月の25日に振込み（2ヵ月分）

(6) 提出書類

- ①田辺市修学奨学生（奨学金）願書（様式1、申請者用）

②令和6年度所得証明書（令和5年中の所得を証明したもの）

- ・就学前児童及び就学者以外の家族全員について必要です。（専従者、年金所得者も必要）
- ・「就学者」とは：小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、特別支援学校、専修学校（学校教育法第124条に規定される学校で、第134条に規定される各種学校は含まれません）に在学する者。

③市税完納証明書（保護者分）

④専修学校への進学を予定している場合は、当該専修学校の募集要項等（学校の内容及び授業料等の内容がわかるもの）を添付してください。

- ・各証明書は市役所税務課・収納課・各連絡所又は、行政局住民福祉課で交付しています。
- ・本人以外の方が代理で上記②・③の証明書の交付を申請する場合、委任状が必要です。ご注意ください。ご家族の証明書の交付を申請する場合も委任状が必要です。
- ・奨学金と併せて入学準備金に応募する場合は、別に入学準備金の願書を提出してください。また、提出書類の内、上記②・③の証明書は、原本を奨学金の願書に添付してください。入学準備金の願書への添付はコピーでも可とします。

(7) 提出先

上記の提出書類を期日までに在学する学校に提出してください。その際、学校長に奨学金推薦調書等の作成を依頼してください。学校は、生徒からの上記書類をご確認のうえ、

①田辺市修学奨学生（奨学金）推薦調書（様式2、学校用）

②成績証明書（もしくは成績見込証明書等、直近の成績がわかる書類）

を添付し田辺市教育委員会教育総務課に送付してください。

ただし、現在、大学、短大、専修学校専門課程に在学している方については、(6)の書類に在学証明書及び成績証明書（もしくは成績見込証明書等、直近の成績がわかる書類）を添付のうえ、直接、田辺市教育委員会教育総務又は各教育事務所に提出してください。

4. お問い合わせ等は、田辺市教育委員会教育総務課又は各教育事務所へ

教育委員会教育総務課	電話	0739-26-9941
龍神教育事務所	電話	0739-78-0301
中辺路教育事務所	電話	0739-64-0504
大塔教育事務所	電話	0739-48-0212
本宮教育事務所	電話	0735-42-1164

田辺市修学奨学生所得基準表（※令和5年中所得）

世帯人員	基準額（世帯所得合計額）
1人	176万円
2人	272万円
3人	369万円
4人	459万円
5人	547万円
6人	634万円
7人	721万円

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに87万円を世帯人員7人の基準額に加算する。